

# 八頭町 簡易水道事業経営戦略

令和8年3月改定  
(平成31年3月策定)

# 目 次

はじめに 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

1. 事業環境	1
2. 将来の事業環境	3
3. 経営の基本方針	4
4. 投資・財政計画（収支計画）	5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	6

## 添付資料

別紙①：経営比較分析表	7
別紙②：投資・財政計画（収支計画）	8

---

## はじめに 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

---

簡易水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少、節水意識・技術の向上等による有収水量の減少、高度成長期に整備した施設の大量更新、近年頻発する自然災害への対応など、厳しさを増しています。とりわけ人口減少は、水道の経営では解決困難な外部的要因であるにもかかわらず、そのまま料金収入の減少につながり、簡易水道事業の存続に直結する問題となっています。

民間の事業であれば、市場規模の縮小に合わせ撤退し、収益が見込まれる分野に転換するといったことが可能ですが、水道設備は生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであることから、サービスを提供し続ける必要があります、撤退という選択肢が事実上制限されています。

こうした中で、平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、平成31年3月に「八頭町簡易水道事業経営戦略」を策定しました。

前回の経営戦略策定からの期間経過により見直し時期を迎えていることに加えて、令和6年4月から地方公営企業法のうち財務規定を適用し公営企業会計へ移行しており、非現金収支取引（減価償却費等）の影響を考慮した投資財政計画への更新が必要となったため、今回の改定を行います。

住民に良質な水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町簡易水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。

# 八頭町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 3 月 (令和8年3月改定)

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年度	昭和10年度 供用開始 (供用開始後89年経過)	計画給水人口	22,280	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	財務適用 (令和6年4月1日)	現在給水人口	15,189	人
		有収水量密度	190.4	m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	210.3 千m
	配水池設置数	36		
施設能力	9,258 m <sup>3</sup> /日		施設利用率(※)	57.15 %

※施設利用率 = 1日平均配水量 ÷ 1日配水能力 × 100

#### ③ 料金

料金体系の 概要・考え方	<p>本町の水道料金は二部使用料制を採用しており、基本料金と超過料金に区分されます。 基本料金においては基本水量制を採用し、7m<sup>3</sup>/月までは使用水量の多寡に関わらず料金は一定です。 超過料金は累進使用料制を採用しており、使用水量の増加に応じて料金単価が上がります。 なお、資産維持費の算定は行っていません。</p>			
	料金種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 (超過1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	7立方メートル		1,018円	23立方メートルまで 111円
				43立方メートルまで 120円
営業用	7立方メートル		1,018円	73立方メートルまで 129円
				73立方メートル超 157円
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年4月1日			

#### ④ 組織

本町の簡易水道事業では、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。



#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

- 民間委託  
水質検査業務、使用量検針業務を民間委託しています。
- 指定管理者制度・PPP/PFI  
指定管理者制度・PPP/PFIは実施していません。
- エネルギー利用  
採算制の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、水力発電等のエネルギー利用は行っていません。
- 土地・施設等利用  
未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う収益が確保できるか不明であり、建設改良費、企業債元利償還金が多額に上る可能性があることから現在行っていません。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

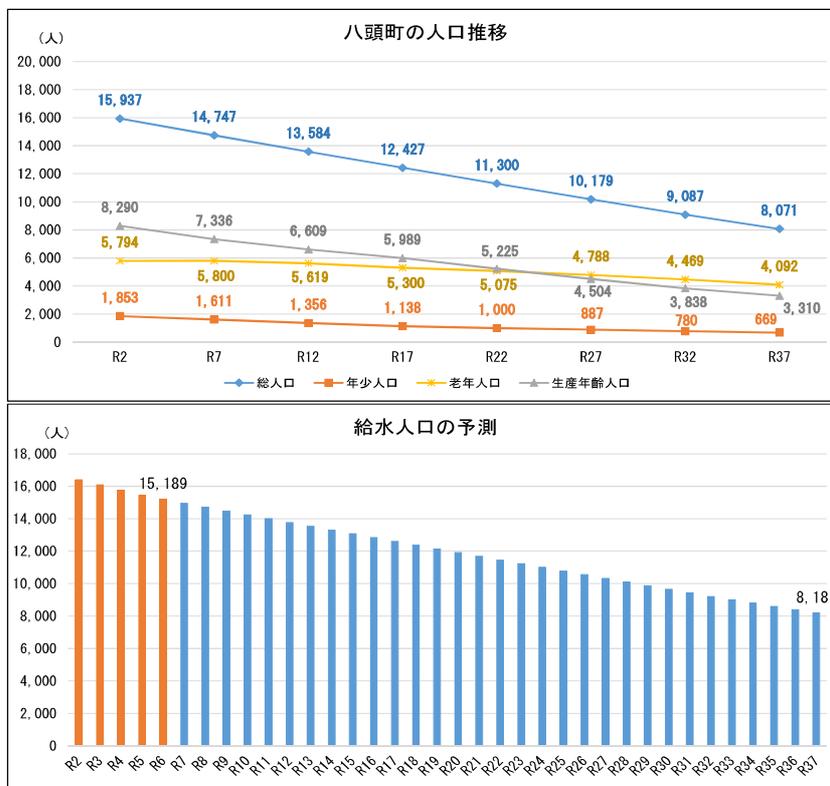
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

- 経常収支比率  
令和6年度決算において、経常収支比率は105.3%となりました。  
経常収支比率は「経常費用」が「経常収益」によってどの程度賄われているかを示すものであり、この比率が高いほど、経常利益率が高いことを表します。  
本町の簡易水道事業においては100%を超えており、「経常費用」は「経常収益」で賄い切ることができています。
- 料金回収率  
令和6年度決算において、料金回収率は103.3%となりました。  
料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味します。  
本町の簡易水道では100%を超えており、供給原価を給水収益で賄い切ることができています。  
法適用を行った簡易水道事業の平均値(令和5年度)は57.7%であり、他団体と比較すると高い水準にあります。  
しかし、人口の減少が見通されていることから、給水収益の減少による料金回収率の低下が予想されます。

## 2. 将来の事業環境

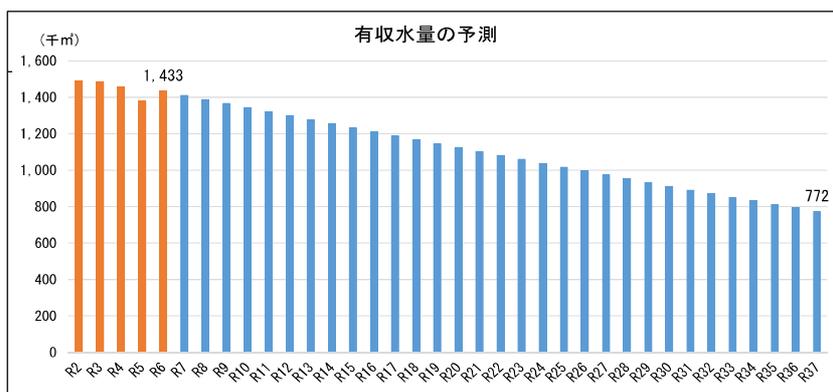
### (1) 給水人口の予測

本町の簡易水道事業における令和6年度の現在給水人口は15,189人であり、令和2年度の16,388人と比較すると1,199人(▲7.9%)減少しています。簡易水道事業は概成しており、普及率の増加を見込めない状況にあり、行政区内人口も減少する見通しです。このような状況から、令和6年度末時点の現在給水人口を基準に「国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)」による将来推計人口の減少率を用いて予測しています。



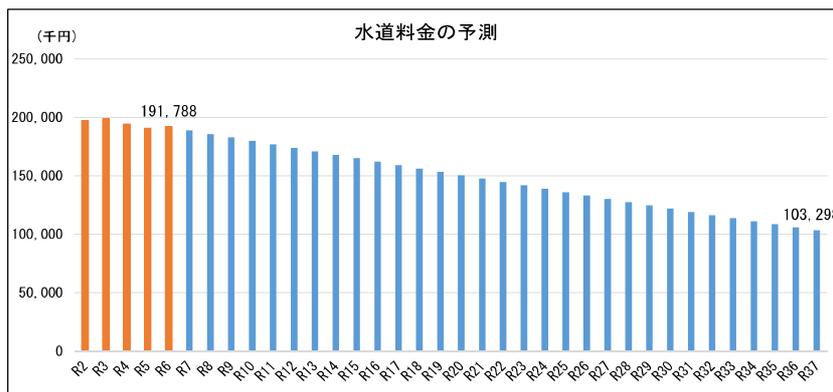
### (2) 水需要の予測

水需要(有収水量)の予測にあたっては、令和6年度末時点の給水人口1人あたり有収水量を基準に、給水人口の減少を考慮して予測しました。



### (3) 料金収入の見通し

水道料金は、直近5年間で人口及び水需要と同様に減少傾向にあります。今後も人口減少に伴い減収が予想されます。

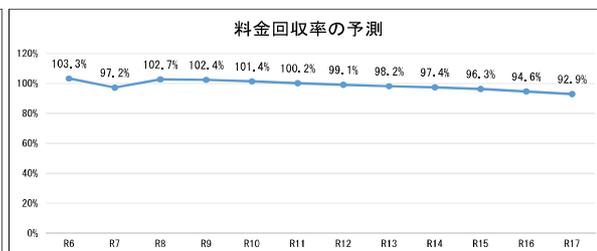
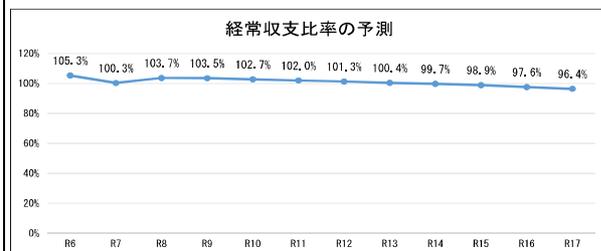


### (4) 組織の見通し

本町の簡易水道事業は上下水道課の上水道係職員5名で運営しています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人員的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行ってまいります。

## 3. 経営の基本方針

- ◆町民の安全・快適な生活を守ります。  
簡易水道事業は町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っています。今後も町民に安心・安全な水を供給し、住みよいまちづくりに貢献します。
  - ◆持続可能な事業運営に努めます。  
簡易水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画のもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。
  - ◆経営基盤の強化に努めます。  
独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。
- 【計画期間内における具体的な取組・目標】**  
令和6年度決算では、経常収支比率及び料金回収率はともに100%を超えており、原則に則った経営を行っています。計画期間内においては、**料金回収率100%**を維持することを目標とします。しかし、人口の減少や物価の高騰等が影響し、これらの指標は低下することが予想されます。「経常収支比率」は令和14年度に、「料金回収率」は令和12年度に100%を下回る見通しです。どちらの指標も計画期間の中間年度付近で100%を下回る見通しであることから、次回の計画見直し時期に水道料金改定の必要性等を検討します。



#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』
-----	-------------------------------------------

計画期間(10年間)では、大規模な投資予定はありません。今後綿密な投資計画等の策定を行い、計画的な資産管理を行っていく予定です。

- 建設改良費の見通し  
計画期間中には大規模な更新は予定しておらず、直近5年間と同程度の水準となる見通しです。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項  
広域化・共同化について、現在鳥取県東部広域化・共同化検討委員会を発足し、将来的な広域化・共同化を検討しています。
- 民間活力の活用に関する事項(PPP/PFI)  
PPP/PFIの検討はしていません。
- 防災・安全対策に関する事項  
計画期間中の事業予定はありません。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	『経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努めます。』
-----	-----------------------------------------

- 水道料金の見直し(過去)  
使用料の見直しにつきましては、令和元年10月の消費増税に伴い、令和2年10月から新料金体系に移行しています。
- 水道料金の見通し  
簡易水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込むことは難しい状況にあります。さらに、人口の減少により水道料金収入は減少していくと見込まれます。収納率の向上に努め、減少を最小限に抑えた計画としています。
- 企業債に関する事項  
建設改良費に要する財源の全額を、企業債で賅う予定です。
- 給水加入金  
使用料でも触れたとおり、事業整備は概ね完了していることから、令和7年度予算値程度を見込んでいます。
- その他営業収益等  
直近の決算、予算状況を踏まえて、決算値・予算値等で計上しています。
- 他会計補助金、負担金  
・収益的収入: 支払利息の一部  
・資本的収入: 企業債償還元金の一部

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費  
令和6年度決算値を基準に、賃金上昇率を考慮して設定しています。
  - 動力費  
令和6年度決算値を基準に、物価上昇率及び水量の増減を考慮して設定しています。
  - 修繕費  
直近5年間の平均値を基準に、物価上昇率を考慮して設定しています。
  - 委託費  
令和6年度決算値を基準に、物価上昇率を考慮して設定しています。
  - その他の経費  
令和6年度決算値、直近5年間の平均値等を基準に、物価上昇率、水量の減少を考慮して設定しています。
- ※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期の経済財政に関する試算(令和7年8月7日 内閣府)」を参考に設定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	採算制を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	給水施設の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは給水施設と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。施設・管路の更新については上下水道耐震化計画を策定し、今後の更新計画を立てていきます
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	計画期間内では検討していません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	計画期間内では検討していません。
その他の取組	令和7年5月から、鳥取県公営企業システム共同化協議会において、会計システム及び料金システムの共同化を検討しており、業務の効率化・経費の削減等を目指しています。本町では、令和10年度からの稼働を予定しています。

② 財源についての検討状況等

料 金	令和17年度に料金回収率100%以上を達成することを目標とします。 本計画においては、計画期間の中間年度である令和12年度に料金回収率が100%を下回る予想であるため、次回計画見直しの際に、料金改定についてもその必要性等を含めて検討します。
企 業 債	投資の平準化により世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫されることのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰 入 金	一般会計からの繰入に過度に依存することのないよう資金繰りに努めています。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	有収率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、原則5年ごとに行います。経営戦略の改定、見直しと合わせて料金改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間	[進捗状況の視覚的表現]										
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)	[策定・見直しの視覚的表現]										
料金の見直し(検討)	[見直しの視覚的表現]											

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

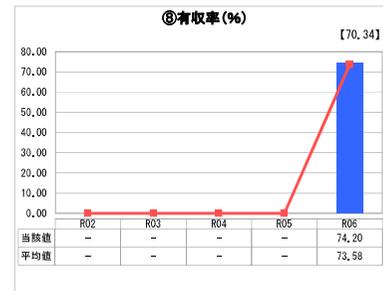
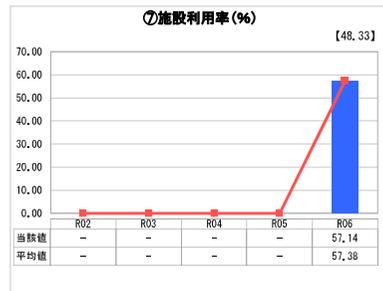
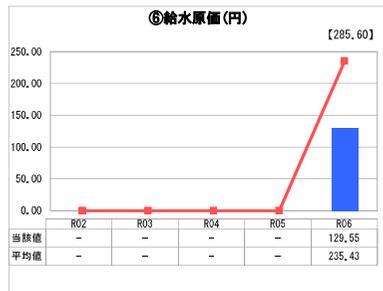
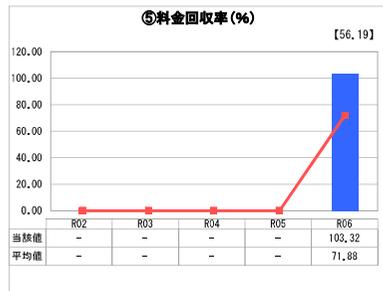
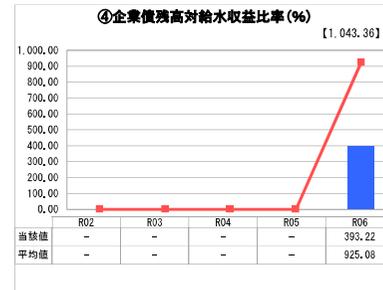
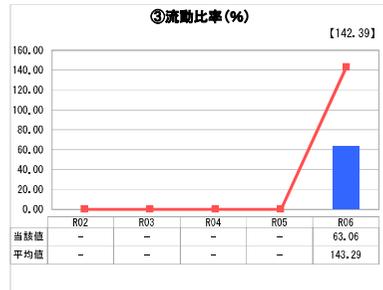
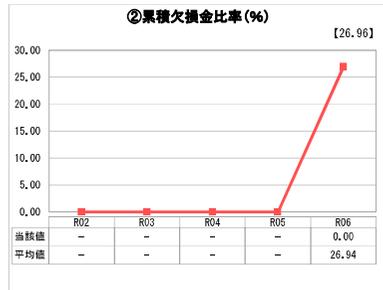
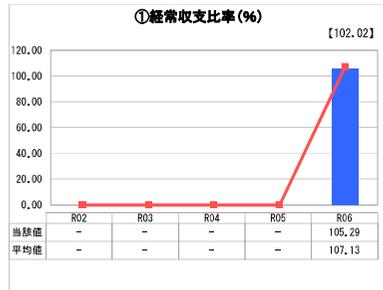
鳥取県 八頭町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C1	自治体職員
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)	
-	74.94	98.67	2,707	

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km <sup>2</sup> )	給水人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,189	75.25	201.85

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

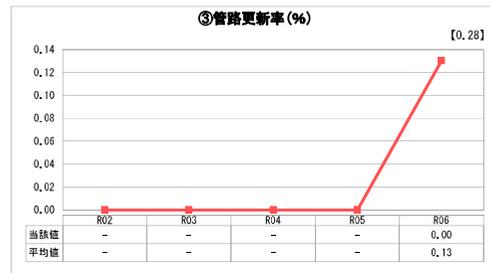
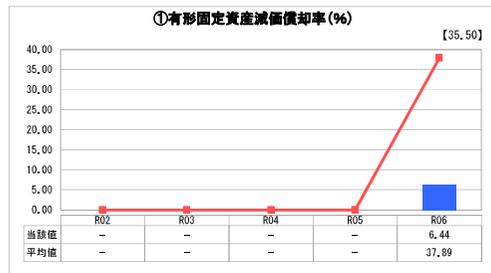
### 1. 経営の健全性・効率性について

- 経常収支比率は、類似団体及び全国平均と比較して同等であり、経営状況は比較的健全であるといえる。今後は、人口減少等の影響で料金収入は減少傾向であるが、地方債償還金等も減少傾向で推移する見込みのため、経常収支比率は横ばいで推移するものと想定される。
- 企業債残高対給水収益比率は、既償債の着実な償還による地方債残高の減少に伴って減少傾向にある。また、類似団体と比較して531.86%下回っており、給水収益と地方債残高のバランス面においては比較的健全であると見ることができる。今後の施設更新も計画的かつ平準的に実施する予定であり、地方債残高の抑制によってこれまでと同じような水準で減少していく見込みである。
- 料金回収率は、数値が100%を上回っていること、類似団体と比較しても32.44%上回っており、料金水準の面において比較的健全であるといえる。今後は、人口減少等の影響により料金収入は減少傾向であるが、地方債償還金等も減少傾向で推移する見込みであることから、料金回収率は横ばいで推移するものと想定される。
- 給水原価は、類似団体と比較して105.88%下回っており、比較的健全であるといえる。年間総有収水量の増減はあるが、地方債償還金等が減少傾向で推移する見込みのため、給水原価は減少傾向で推移するものと想定される。
- 施設利用率は、人口減少等に伴って近年減少傾向にあり、類似団体と比較して0.24%下回っている。施設の統廃合・ダウンサイジング等検討を行っている必要がある。
- 有収率は、類似団体と比較して0.62%上回っているが、有収率のさらなる向上のため今後も引き続き漏水対策を行っていく必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

令和6年度は、施設の機器更新を行った。管路については、大部分が下水道事業の実施に併せて水道管路の更新を行っているため、耐用年数を迎えおらず、大規模な管路更新事業を行っていないのが管路更新率の低い要因と考えられるが、将来的には、同時期に整備した多くの管路が耐用年数を迎えることが予想されることから、計画的かつ平準的な管路更新の実施を行っていく必要がある。機器については、今後も耐用年数等を加味しながら計画的な更新を進めていく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

経常収支比率、企業債残高対給水収益比率、料金回収率、給水原価等、例年と同様に良好な水準を維持することができている。今後、人口減少等により料金収入は減少傾向にあるが、地方債償還金等も減少傾向であるため、当面は現状の経営状況の維持を図りたい。施設の効率性においては、気候状況（寒波等）や漏水により一時的に利用率が増加するものの、施設利用率が類似団体と比較しても高い水準とはいえない状態となっている。今後、人口減少によって施設利用率が減少することも考えられることから、統廃合等の施設の在り方や施設更新時の規模縮小等を検討する必要がある。管路更新については、今後、大半の管路が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、事業の平準化を図りながら計画的に実施していく必要がある。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)										
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	197,026	189,696	187,113	184,130	181,148	178,166	175,171	172,253	169,297	166,340	163,384	160,402
	(1) 料金収入	191,788	188,451	185,760	182,777	179,795	176,813	173,818	170,900	167,944	164,987	162,031	159,049
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他の他	5,238	1,245	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353
	2. 営業外収益	147,156	140,477	130,261	121,368	117,780	115,433	109,150	102,403	95,613	90,182	86,629	84,223
	(1) 補助金	5,309	5,000	4,944	4,586	4,058	3,896	3,843	2,923	2,144	1,938	1,534	1,490
	他会計補助金	5,309	5,000	4,944	4,586	4,058	3,896	3,843	2,923	2,144	1,938	1,534	1,490
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	141,269	135,467	125,267	116,732	113,672	111,487	105,257	99,430	93,419	88,194	85,045	82,683
	(3) その他の他	578	10	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
取入計 (C)	344,182	330,173	317,374	305,498	298,928	293,599	284,321	274,656	264,910	256,522	250,013	244,625	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	316,647	320,717	299,094	289,158	285,688	283,443	276,839	270,384	263,087	257,048	253,994	251,680
	(1) 職員給与	29,319	33,085	31,045	31,479	31,889	32,271	32,626	32,952	33,283	33,616	33,952	34,291
	基給	12,137	12,897	12,852	13,031	13,201	13,359	13,506	13,641	13,778	13,916	14,055	14,195
	退職給付												
	その他	17,182	20,188	18,193	18,448	18,688	18,912	19,120	19,311	19,505	19,700	19,897	20,096
	(2) 経費	82,587	90,278	83,442	83,713	83,980	84,246	84,506	84,777	85,039	85,298	85,552	85,798
	動力費	30,726	31,500	31,054	30,861	30,661	30,454	30,237	30,027	29,802	29,571	29,331	29,079
	修繕費	17,336	17,942	18,167	18,349	18,532	18,718	18,905	19,094	19,285	19,478	19,672	19,869
	材料費	3,401	4,590	3,913	3,952	3,991	4,031	4,072	4,112	4,154	4,195	4,237	4,279
	その他	31,124	36,246	30,308	30,551	30,796	31,043	31,292	31,544	31,798	32,054	32,312	32,571
(3) 減価償却費	204,741	197,354	184,607	173,966	169,819	166,926	159,707	152,655	144,765	138,134	134,490	131,591	
2. 営業外費用	10,249	8,560	7,041	6,071	5,298	4,521	3,763	3,152	2,688	2,427	2,259	2,168	
(1) 支払利息	9,974	8,285	6,766	5,796	5,023	4,246	3,488	2,877	2,413	2,152	1,984	1,893	
(2) その他の他	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	
支出計 (D)	326,896	329,277	306,135	295,229	290,986	287,964	280,602	273,536	265,775	259,475	256,253	253,848	
経常損益 (C)-(D) (E)	17,286	896	11,239	10,269	7,942	5,635	3,719	1,120	△ 865	△ 2,953	△ 6,240	△ 9,223	
特別利益 (F)													
特別損失 (G)	12,004												
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 12,004												
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	5,282	896	11,239	10,269	7,942	5,635	3,719	1,120	△ 865	△ 2,953	△ 6,240	△ 9,223	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	5,282	6,178	17,417	27,686	35,628	41,263	44,982	46,102	45,237	42,284	36,044	26,821	
流動資産 (J)	86,804	78,020	81,450	88,832	92,051	90,332	92,300	99,778	110,919	128,011	143,744	158,371	
うち未収金	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	26,565	
流動負債 (K)	137,645	131,906	121,693	119,012	121,860	112,235	98,591	87,598	73,797	70,275	66,765	64,960	
うち建設改良費分	111,330	105,394	95,235	92,518	95,331	85,675	72,001	60,981	47,153	43,602	40,064	38,231	
うち一時借入金													
うち未払金	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	23,868	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	197,026	189,696	187,113	184,130	181,148	178,166	175,171	172,253	169,297	166,340	163,384	160,402	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算〕 〔見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	12,100	10,700	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	34,691	37,000	35,027	31,651	30,748	31,683	28,474	23,929	20,267	15,671	14,491	13,315
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金	101											
	8. 工事負担金		8,186										
	9. その他		1										
	計 (A)	46,892	55,887	60,027	56,651	55,748	56,683	53,474	48,929	45,267	40,671	39,491	38,315
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	46,892	55,887	60,027	56,651	55,748	56,683	53,474	48,929	45,267	40,671	39,491	38,315
	資本的支出	1. 建設改良費	12,177	18,945	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		118,462	111,330	105,394	95,235	92,518	95,331	85,675	72,001	60,981	47,153	43,602	40,064
3. 他会計長期借入金返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他		30	6										
計 (D)	130,669	130,281	130,394	120,235	117,518	120,331	110,675	97,001	85,981	72,153	68,602	65,064	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	83,777	74,394	70,367	63,584	61,770	63,648	57,201	48,072	40,714	31,482	29,111	26,749	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	83,777	74,365	69,697	62,760	60,904	62,825	56,231	46,894	39,369	29,926	27,501	25,086
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		29	670	824	866	823	970	1,178	1,345	1,556	1,610	1,663
計 (F)	83,777	74,394	70,367	63,584	61,770	63,648	57,201	48,072	40,714	31,482	29,111	26,749	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	754,148	656,118	578,324	510,689	443,171	372,840	312,165	265,164	229,184	207,031	188,429	173,365	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算〕 〔見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		5,309	5,000	4,944	4,586	4,058	3,896	3,843	2,923	2,144	1,938	1,534	1,490
	うち基準内繰入金	5,309	5,000	4,944	4,586	4,058	3,896	3,843	2,923	2,144	1,938	1,534	1,490
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		34,691	37,000	35,027	31,651	30,748	31,683	28,474	23,929	20,267	15,671	14,491	13,315
	うち基準内繰入金	34,691	37,000	35,027	31,651	30,748	31,683	28,474	23,929	20,267	15,671	14,491	13,315
	うち基準外繰入金												
合 計		40,000	42,000	39,971	36,237	34,806	35,579	32,317	26,852	22,411	17,609	16,025	14,805